「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(中間財務諸表等規則ガイドライン)

改正案 現行 このガイドラインは、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する このガイドラインは、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する

第七章 外国会社の中間財務書類

76 規則第76条第1項、第2項及び第4項ただし書の規定により、外国会 社がその本国又は本国以外の本邦外地域(以下「本国等」という。)におい て開示又は作成している財務計算に関する書類を中間財務書類として提 出することとする場合は、当該外国会社から、これらの規定の適用の必要 性について申出があり、かつ、これらの規定に規定する「公益又は投資者 保護に欠けることがない」ことが確認できる資料の提出があることを条件 とする。

られる法令解釈・運用等)及び審査の基準・目安等を示したものである。

「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認 める場合」に関し、次に掲げる全ての要件を満たす場合における中間財務 書類の用語、様式及び作成方法については、外国会社の本国等における用 語、様式及び作成方法によるものとする。

- 1 外国会社が本国等の法令等に基づき使用している財務計算に関する 書類の用語、様式及び作成方法が、本邦における中間財務諸表の会計処 理の原則及び手続並びに表示方法に従ったものであること又はこれと 同等であると認められること(例えば、国際会計基準や米国会計基準に 従ったものであることが考えられる。)。
- 2 本国等の法令等において、財務計算に関する書類の不提出や虚偽記載 等に関し、財務計算に関する書類の提出会社に対する監督を行う本国等 の行政機関その他これに準ずるもの(以下「海外監督当局」という。)に

|規則の適用に当たり、留意すべき事項(制定・発出時点において最適と考え|||留意事項(制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等)を 示したものである。

第七章 外国会社の中間財務書類

(新設)

「山間財務諸実等の田語	様式及び作成方法に関する相則」	の取扱いに関する留意事項について	(中間財務諸実等用則ガイドライン)
「中間別伤咽及守り用頭、	「塚八及し」「「版力」」(「展りる規則」	ツス以びくいに戻りる田息事後にフィ・し	(午間別笏唯公寺規則みつ ドノコマノ

よる検査及び訂正命令並びに罰則等が規定されており、当該本国等の海外監督当局により、財務計算に関する書類の提出会社に対する適切な監督が行われていること。

3 証券監督者国際機構(IOSCO)における多国間情報交換枠組み等の当局間による協議・協力及び情報交換に関する覚書において、監督上必要な情報を取得することが可能となっているなど、本国等の海外監督当局と金融庁による情報交換が可能となっていること。